

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年2月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ナルス南高田店  
所在地 上越市上中田2001番地  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 荷さばき施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
    - イ 廃棄物等保管施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - ・未定  
(変更前) 午前9時00分から午後10時00分  
(変更後) 午前7時00分から午後10時00分
    - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
      - ・荷さばき施設5  
(変更前) 午前6時00分から午後9時00分  
(変更後) 24時間
- 3 変更年月日  
令和4年10月1日
- 4 変更の理由  
建物4において小売業を行う者が決定し、これに伴い施設の配置に関する事項の一部と運営方法に関する事項の一部に変更が伴うため。
- 5 届出年月日  
令和4年1月31日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和4年2月8日から令和4年6月8日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp